



# <児童虐待対応>

## 歯科医療機関

### 緊急性なし・虐待が疑われる

- 繰り返されるケガや事故
- 必要な医療を受けさせない
- 不衛生な状態が続く
- 戸外へ放置
- 子どもの姿が確認できない
- 子どものケガの不自然な説明 など

(平日)8時30分～17時15分(17時15分以降は音声案内※<sup>1</sup>)

(土・日・祝日) 音声案内 ※<sup>1</sup>

社会福祉課 (家庭児童相談室)	中 区	053-457-2300
	東 区	053-424-0121
	西 区	053-597-1157
	南 区	053-425-1564
	北 区	053-523-2893
	浜北区	053-585-1677
	天竜区	053-922-0173

※<sup>1</sup> 各区守衛室の連絡先が音声案内されます。

なお、天竜区は直接守衛室につながります。

### 緊急性あり

- 子どもの生命に危険があるようなケガ (頭や顔のケガ、腹のケガ、窒息の危険など)
- 脱水症状や栄養不足のための衰弱
- 性的虐待が強く疑われる
- 子どもが保護を求めている
- 生命に危険があるような加害行為(乳児を強くゆする、投げる、逆さに吊る、首を絞めるなど)

浜松市児童相談所

053-457-2190

虐待通報電話

(24時間受付)

※命の危険性、緊急性の高いと思われる場合は、警察署(110番)へ通報して下さい!!

## ○ 機関別対応の流れ

### 歯科医療機関の関わりのポイント

歯科健康診査時の口腔内の状態と受診時の親子の様子から、  
生活習慣や子育て状況を推測  
歯科治療（ネグレクトや生活習慣の問題のある子どもの発見）

#### デンタル・ネグレクトへの対応

##### デンタル・ネグレクトとは

歯科医療の立場では、「保護者による適切な歯科的健康管理がされておらず、必要な治療を受けさせることなく、多数歯にわたるむし歯や歯肉腫脹の放置などがある状態」を「デンタル・ネグレクト」と言います。

治療が必要なむし歯や歯周病あるいは外傷を放置しているデンタル・ネグレクトの背景には、育児不安や児童虐待が潜んでいる可能性があることが指摘されています。

#### 乳児健康診査における取組

児童虐待防止法の中で児童虐待の防止に関する地方自治体の責務が明文化されたこともあり、各市町において母子保健事業を通じた育児支援や児童虐待の一時予防の取り組みが行われています。特に集団検診として実施される乳幼児健診は、受診率が高く比較的均一な集団に対して、状況把握や支援が可能となることから、育児支援と児童虐待予防の場として活用・充実が図られています。

このような中で、幼児歯科健診に従事する歯科医師には、疾病や異常の検出だけでなく、育児支援と児童虐待予防の視点から、育児の様子「不自然さ」や「困難さ」に気づき、適切な支援に結びつけることが必要です。

#### 学校等（保育・教育現場）における取組

学校歯科医は、口腔内の状況あるいは健康診断の受診態度などから、不自然さに気づくことが可能であることが指摘されています。

健康診断をする中で、受診態度に違和感を覚えたり、多数の放置されたむし歯を有する児童生徒がいたりした場合、注意しておく必要があります。

学校歯科医が、学校で健康診断時あるいは健康診断票から不自然さに気づいたときには、養護教諭や担任教諭・健康診断担当者にその情報を提供します。

また、事後措置としての治療や管理は学校歯科医を含む、かかりつけ歯科医のもとでなされるため、学校と学校歯科医及びかかりつけ医師との連携を密に取ることが求められています。

#### 臨床の場における取組

歯科診療所や病院歯科には、治療や健康診断のために多くの親や子どもが訪れます。子どもの状態・親の状態・親と子どもの状態など注意を向けることが必要です。

#### 虐待の早期発見

歯科医療機関で子どもや保護者の不自然さに気づいた場合、あるいは子どもの虐待が疑われる場合には、かかりつけ歯科医は学校へ気づき情報を提供したうえで、児童相談所や福祉事務所（各区役所社会福祉課）に情報提供・通告します。

参考「静岡県児童虐待対応の手引き」